別紙標準様式（第７条関係）

会　議　録

会　議　の　名　称	令和８年度第１回枚方市大規模小売店舗立地審議会
開　催　日　時	令和８年(2026 年) ９月 15 日（火）　午前 10 時 00 分から 午前 11 時 30 分まで
開　催　場　所	枚方市役所 別館４階 第３委員会室
出　席　者	久委員（会長）、西堀委員（副会長）、大下委員、花田委員、山根委員
欠　席　者	－
案　件　名	（１）会長および副会長の選任について （２）諮問 （３）大規模小売店舗立地法第５条１項（新設）に基づく届出について ・(仮称)フレッシュバザール枚方藤阪駅前店複合店舗 ・ドラッグコスモス出屋敷店
提出された資料等の名　称	資料１　(仮称)フレッシュバザール枚方藤阪駅前店複合店舗 資料２　ドラッグコスモス出屋敷店 参考資料１　枚方市大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料２　枚方市附属機関条例（抜粋） 参考資料３　枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料４　枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料５　枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する取扱い要領
決　定　事　項	・会長に久委員、副会長に西堀委員を選任する。 ・会議は公開、会議録は公表とする。 ・審議案件について、「意見なし」の答申を行うことを決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍　聴　者　の　数	２名
所　管　部　署（事　務　局）	観光にぎわい部　商工振興課

審議内容
【事務局】 定刻になりましたので枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 審議会の開会に先立ちまして、観光にぎわい部次長の長村より、一言ご挨拶申し上げます。 （次長挨拶） 【事務局】 それでは、本審議会の会長が選任されるまでの間は、会議の進行を事務局にて努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の審議会において、後ほど会議の公開・非公開を決定いただきますが、審議会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。 それでは、まず初めに、本審議会の委員としてご就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。 ◆京都大学大学院 工学研究科 准教授　大下　和徹委員でございます。 ◆大阪工業大学 工学部 都市デザイン工学科 准教授　西堀　泰英委員でございます。 ◆近畿大学 名誉教授 久　隆浩委員でございます。 ◆地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員　花田　眞理子委員でございます。 ◆摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科　講師　山根　聡子委員でございます。 次に、本日の委員の出席状況ですが、委員５名全員のご出席をいただいております。委員の２分の１以上の出席となっておりますので、枚方市附属機関条例第５条第３項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。 続きまして、事前に送付いたしました、本日の資料について申し上げます。 本日はお手元にご用意しております資料を用いてご説明させていただきますが、会場内にはスクリーンも用意しておりますので、資料についてはスクリーンへの投影も行いながらご説明させていただきます。 本日の資料は、次第に記載のとおり、 資料１　「(仮称)フレッシュバザール枚方藤阪駅前店複合店舗」届出概要 資料２　「ドラッグコスモス出屋敷店」届出概要 参考資料１　大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料２　枚方市附属機関条例（抜粋） 参考資料３　枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料４　枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料５　当審議会の傍聴に関する取り扱い要領 でございます。 それでは、まず、「案件（１）会長、副会長の選任について」ですが、参考資料２ 枚方市附属機関条例（抜粋）をご覧いただけますでしょうか。 会長、副会長につきましては、附属機関条例第４条の規定により、本審議会の委員の皆様方の互選によって定めるものとなっています。皆様からご意見等はございますか。

＜意見なし＞

特にご意見はないようでしたら、事務局としましては、当審議会におけるこれまでのご経験を鑑みまして、会長には、これまでから本審議会の会長をお努めいただいておりました久委員に、副会長には、交通工学をご専門とされている西堀委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

＜異議なし＞

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に久委員、副会長に西堀委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、恐れ入りますが、久会長、西堀副会長は、お席の移動をお願いいたします。

＜会長、副会長席移動＞

それでは、久会長、西堀副会長より、一言ご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ただ今、本審議会の会長に選任いただきました久でございます。皆様のお力を借りながら、本審議会を進めていきたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【副会長】

ただ今、本審議会の副会長に選任いただきました西堀でございます。会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、以降は久会長に、審議会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それではこれより私が進行を務めさせていただきます。まず会議の公開・非公開につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の参考資料３「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。

本規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて、定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では原則として会議は公開するものとしておりますが、（１）から（３）のいずれかに該当する場合は会議を公開しないことができる旨を規定しております。

なお、第３条第２項におきまして、会議を非公開とする決定は審議会においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本審議会でご議論いただく内容については各項いずれにも該当せず、「公開」とすることが適切だと考えております。

次に、会議録の作成についてですが、規程の第６条第４項にございますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さまの発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものです。

会議録につきましては、事務局で作成し、第６条のとおり会議終了後、概ね２月以内に作成・公開いたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本件について、事務局より説明のあったとおり、審議会の会議は公開、会議録は会議の終了後、概ね２月以内に作成・公開することとしてはいかがでしょうか。

＜異議なし＞

ご異議がありませんので、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものです。本審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

【事務局】

本日の傍聴希望者は２名です。

【会長】

傍聴希望者の方を、会議室に入室させていただきますようお願いします。

＜傍聴者入室＞

【会長】

次に、案件「２．諮問について」、事務局よりお願いします。

【事務局】

本日、本審議会に対し、枚方市長より諮問書を提出させて頂きます。

＜会長へ諮問書を手渡し、各委員へ諮問書写しを配布＞

【会長】

それでは、案件の「大規模小売店舗立地法第５条１項に基づく新設届出について」の審議に移ります。

まず、「(仮称)フレッシュバザール枚方藤阪駅前店複合店舗」について事務局より説明してください。

【事務局】

（資料１に基づき説明）

説明は以上です。

【会長】
ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

【委員】
ご説明ありがとうございます。交通の視点から４点質問・確認がございます。
１点目として、資料P.11の交通対策に関して記載されている、荷さばき車両誘導時の従業員と作業員の役割分担について教えてください。
２点目に、東側店舗（フレッシュバザール側）の荷さばき施設への進入手順（バック進入の動き）についてどのような動きをしますか。また、安全確認を行う従業員の配置場所を教えてください。
３点目ですが、東側出入口横の歩道と荷さばき車両との境界（ガードパイプ等の設置状況）は、どのようになっていますか。
４点目ですが、自転車は敷地内のどこを通って敷地内駐輪場へ行くのか教えてください。

【事務局】
１点目につきまして、作業員は荷捌き車両の運転手、従業員は店舗スタッフを指します。
２点目につきまして、荷捌き車両は駐車場南側の出入口①から進入し、東側店舗バックヤードにつながる道の手前で、出入口②方向に頭を振った後に、従業員の誘導のもと、バックで荷さばき施設へ入庫します。
３点目につきまして、荷さばき施設と歩道との間にはガードパイプ等の仕切りがございます。
４点目の敷地内の自転車の経路につきましては、敷地内のカラー塗装された歩行者・自転車優先通路を通って駐輪場へアクセスする計画となっております。

【委員】
資料P.20の廃棄物保管施設の図面について、生ゴミ保管庫Ｊ（廃油）の体積が0.2㎥とあり、同じ生ゴミ保管庫のＨやＩよりも図面では面積的に広く見えますが、なぜ体積が小さいのですか。高さが違うからですか。

【事務局】
一斗缶となり、高さが低いためです。

【委員】
生ゴミ等の廃棄物保管施設について、匂い対策としての回収頻度を記載いただいたら良いと思います。
また３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取組まれるにあたり、具体的な目標数値があれば、より効果的だと思います。売上が上がればゴミも増えるので、どこにゴールを置くかは難しいですが、記載について検討いただきたいと思います。

【委員】
騒音について、西隣の特別養護老人ホームとの距離が近いのですが、遮音壁は設置される

のでしょうか。北側の住宅側には遮音壁を設置するとのことですが西側には設置されないのでしょうか。

【事務局】
北側は空調室外機が設置されており、遮音壁を設置する対策を行います。特養側には現時点で遮音壁の設定予定はありません。

【委員】
特別養護老人ホームは、荷さばき施設と廃棄物保管庫にも近いことから、留意事項でも触れていますが、作業音について配慮していただきたいです。

【委員】
まず、荷さばき車両は来客が多くない時に入ってくるような運用をしていただいた方が良いと思います。
２点目として、オープンやイベント時に警備員を配置する計画がありますか。
３点目ですが、緑地、特に南西側の緑地の配置について、何か具体的な計画はありますでしょうか。西側に施設があることも考慮し、芝生ではなく低木などを植えることでCO_2の吸収効果も期待できますので、緑地の種類にも配慮いただけると良いかと思います。
４点目ですが、東方面からの来店車両が、敷地手前の計画地南東角交差点を右折する際に、右折専用車線はないので、対向車の通過待ちによって後続車の渋滞が発生する懸念はないでしょうか。

【事務局】
２点目についてですが、他店舗での実態も踏まえ、オープン時やGW、年末年始、周年祭等の繁忙時には交通整理員を配置する計画です。
３点目につきまして、スーパーが立地した時点で、地区計画に基づき緑地は既に設置されていますが、樹種までは確認できておりません。
４点目につきまして、東方面からの来店車両は、敷地手前の信号の無い、計画地南東角交差点を右折します。右折車両は対向車が来る場合、一旦待ちますが、事業者より提出されている、出店に伴う交通計画資料において、計画地南東角交差点の交通処理検討結果では、当該交差点の許容交通容量が実交通量予測を大幅に上回っていることから、当該交差点で恒常的な渋滞が生じることは無いと考えられます。

【会長】
私の方からは２点ございます。
１点目は景観に関してですが、出店が予定されているサンドラッグの既存店舗を見てみますと、かなり看板が大きめで、色使いも目立つものが多いように感じられますので、周辺への配慮をお願いしたいです。また、パラペットに色を塗られている店舗もありますが、パラペット全体に色を塗ると建物全体を際立たせる広告的効果がありますので、そうした色使いも含めて控えめにしていただきたいです。住宅まちづくり課が景観届出の時にチェックを行われると思いますので、お願いしたいです。

２点目ですが、他の店舗でも、右折入場禁止の看板は出ていても実際には右折進入してくる車がかなり多いのが実態です。誘導員がいない時間帯であっても、店舗スタッフが時折状況を確認した上で、右折入場に問題が多いようなら、店内放送での注意喚起や警告表示などを行っていただかないと右折進入は防げません。特に気になるのが、退場時に歩道の手前で一時停止せず、早く右折退場したいために歩道上で停車して待機している車が多くなると、歩行者に非常に迷惑をかけますので、こうした点も含めて店舗スタッフも留意し、目をかけていただくよう口頭で指導をお願いします。

【会長】

それでは様々なご意見を賜りましたが、大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「なし」ということでよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

本日いただいたご意見を、留意事項に盛り込むか、また口頭でお伝えするか事務局と検討し、後日委員の皆様に確認させていただきます。

【会長】

続きまして次の案件に移りたいと思います。「ドラッグコスモス出屋敷店」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

＜資料２に基づき説明＞

【会長】

ありがとうございます。それではご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

ご説明ありがとうございます。交通に関してコメントも含めて３点ございます。

１点目は店舗北側道路のバス経路についてです。バスが出屋敷バス停に止まり、発車する際の挙動において、店舗入出庫車両が影響を及ぼさないよう配慮していただきたいです。

店舗からの退店車両が西側に左折して出ていく際に、この区間はかなり道幅が狭くなっているので、東進するバスはおそらく車がさばけてから東進すると思います。そうなってくるとこの区間の交通量への影響が心配されます。そうした点も含めて、開店後、バスの運行に支障が出るようであれば何らかの対応の検討をお願いしたいと思います。

２点目は穂谷川橋交差点についてです。西側・南側からの入店車両の右折がここで行われます。右折レーンは長く取られているようですが、現況でこちらの右折交通量がどの程度あるのか、分かる範囲で教えていただきたいです。

３点目は、駐車場出入口を出てすぐにある、無信号の横断歩道についてです。出てすぐの場所で視認しにくい面もありますので、開店後、一時停止がされにくい状況があれば、ドライバーに注意喚起していただき、安全対策を考えていただきたいと思います。

【事務局】
一号線の穂谷川橋交差点につきまして、交通量等の正確な数値は持ち合わせておりませんが、出屋敷交差点の方が交通量としては多いので、そこを超えるような交通量ではないです。実感としては、右折待ちによる渋滞は生じていない状況です。

【委員】
数字ではなく感覚として、北側流入部の右折でひどく混雑している状況ではないということですね。分かりました、ありがとうございます。

【会長】
出屋敷交差点は、一号線では有名な渋滞地点でもありますので、先ほどの委員のご意見も留意しつつ、もし渋滞がひどくなるようでしたら対応をお願いいたします。
他いかがでしょうか。

【委員】
廃棄物保管庫について、こちらはドラッグストアということで、紙・プラスチックがメインで確保されています。生ゴミについてもスーパーに比べると少な目ですが、悪臭等が出る可能性もありますのでご配慮いただきたいというのが１点目です。
また３Ｒについても、積極的に取組まれるにあたり具体的な目標数値があれば、より効果的だと思いますので検討していただきたいというのが２点目です。

【会長】
私の方から事務局に確認ですが、１件目と２件目の案件は同種店舗であるにも関わらず、騒音の予測値にかなりの開きがあります。予測は数式モデルで行うものですが、なぜこれほどの差が生じているのでしょうか。なぜそれが気になっているかというと、規制基準を下回るように予測するということができなくはないですよね。そうされてしまうと何のための予測か分かりませんので、予測値の妥当性について事務局としても適切にチェックしていただきたいという趣旨も含めての質問です。

【事務局】
ご指摘のとおり、日中の予測値に差が生じております。夜間については出屋敷の店舗は営業がないので差が出ますが、日中の差の要因につきましては、詳細な確認に至っておりません。

【会長】
サンドラッグは予測値が規制値を超える内容で申請されていますが、既存の環境騒音値を考慮して許容する判断をしています。
コスモスだけではないですが、これから出てくる届出もあえて規制値に収まるように予測をされていないのかという懸念がありますので、事務局として算出根拠の妥当性を確認していただくとともに、開店後も継続して観測し、それが高くなるのかどうか見ながら運用していただきたいと思います。

【委員】
予測の算出モデル式と設定する変数が決まっていれば、そういう懸念は生じないのではないのでしょうか。

【会長】
どのようなモデルを用い、どのような数値を算入して計算されているのかをチェックしてほしいということです。

【事務局】
補足いたしますと、1件目は既存スーパーとの複合店舗となり、足し合わせた店舗面積が大きく、設置される設備機器の台数等にも差があるため、2件目と比べると数値が高くなっています。

【会長】
予測モデル式と入力する変数が明確であれば、適切に計算されているかを確認することで、差が生じる理由も把握できたはずです。事務局においては、代入する変数の値が妥当であるかを事前に精査しなければ、予測値全体の妥当性を検証できません。
委員のご指摘のとおり、モデル式と変数が定まっていれば数値は自ずと定まるため、算出根拠については詳細な確認をお願いいたします。

【委員】
室外機1台ごとに入力値などは決まっているわけですよね。

【会長】
機種等により決まりますが、実際の環境騒音値に各種要因を上乗せして予測値を算出します。その算出根拠が妥当であれば問題ありません。

【会長】
それから、先ほどの案件と同じ意見を2点ですが、1点目は右折入退場への対策をしっかりとお願いしたいと思います。
2点目ですが、景観について、本件は1500㎡を下回っているので、枚方市では景観の届出は必要ないということでよいでしょうか。事務局に確認いただきたいです。
景観届出のチェックがないとすれば、屋外広告について、ドラッグコスモスさんは壁面に「365日毎日安い」といった大きな表示をされることがありますが、ディスカウントと謳っているのに本当にそれが必要なのかどうか。景観の観点からはそうした表示は極力最小限に抑えていただきたいです。
また取扱品目（薬・化粧品・食品等）の表示も含め、本当に必要なのかどうか、必要最小限に抑えていただきたいというところです。周辺景観に配慮した控えめな表示となるよう協議をお願いしたいと思います。

【委員】

来退店経路が守られるという前提で、出屋敷交差点への負荷は許容範囲内となっていますが、来客はカーナビやスマホの経路検索で来店することが多く、その時にこの経路は案内されないと思います。

来店客への経路案内について、どこで案内されると来店ルートを変更することが可能な場所かも含めて検討し、案内していただきたいです。来店客にはスマホアプリを使う方も多いと思いますので、スマホアプリ上での経路案内も含めて、このケースに限らず検討いただければと思います。

【会長】

届出では渋滞しないとなっていても、実際に店舗が動き出すと渋滞が発生する場合がありますので、実態をしっかり見ながら必要に応じて適切な指導を行っていただきたいと思います。

それでは様々なご意見を賜りましたが、大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「なし」ということでよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

それでは、本日いただいたご意見を、留意事項に盛り込むか、また口頭でお伝えするか事務局と検討し、後日委員の皆様に確認させていただきます。

長時間にわたり本審議会の円滑な運営にご協力くださり、ありがとうございました。

本日の審議会は閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。